

中央警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

中央警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道1号	☆	60km (50km)	日本橋上 (日本橋上)	呉服橋交差点 (日本橋交差点)	7-12
2	国道4号	☆	50km (60km)	日本橋上 (本町三丁目交差点)	紺屋町交差点 (紺屋町交差点)	7-12
3	国道6号	☆	50km	本町三丁目交差点	鞍掛橋交差点	7-12
4	国道15号	☆	50km	日本橋交差点	銀座通り口交差点	7-12
5	国道17号	☆	50km	室町三丁目交差点	室町四丁目交差点	7-12
6	昭和通り	☆	60km	本町三丁目交差点	新京橋交差点	7-12
7	永代通り	☆	60km	日本橋交差点	永代橋上	13-17
8	新大橋通り	☆	50km	茅場橋上	中央区八丁堀4-11先	7-12
9	外堀通り	☆	60km	有楽橋交差点	竜閑橋交差点	7-12
10	鍛冶橋通り	☆	50km	鍛冶橋交差点	永代橋西交差点	7-12
11	平成通り	○	40km	東京証券取引所前交差点	桜橋交差点	7-12
12	明正通り	○	30km	霊岸島交差点	中央区新川1-13先交差点	13-17

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
11	平成通り	阪本小学校の通学路で小学校や地域住民等からの要望があり、通学時等の小学生児童等の交通事故を防止するため。
12	明正通り	明正小学校の通学路で小学校や地域住民等からの要望があり、通学時等の小学生児童等の交通事故を防止するため。

中央警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

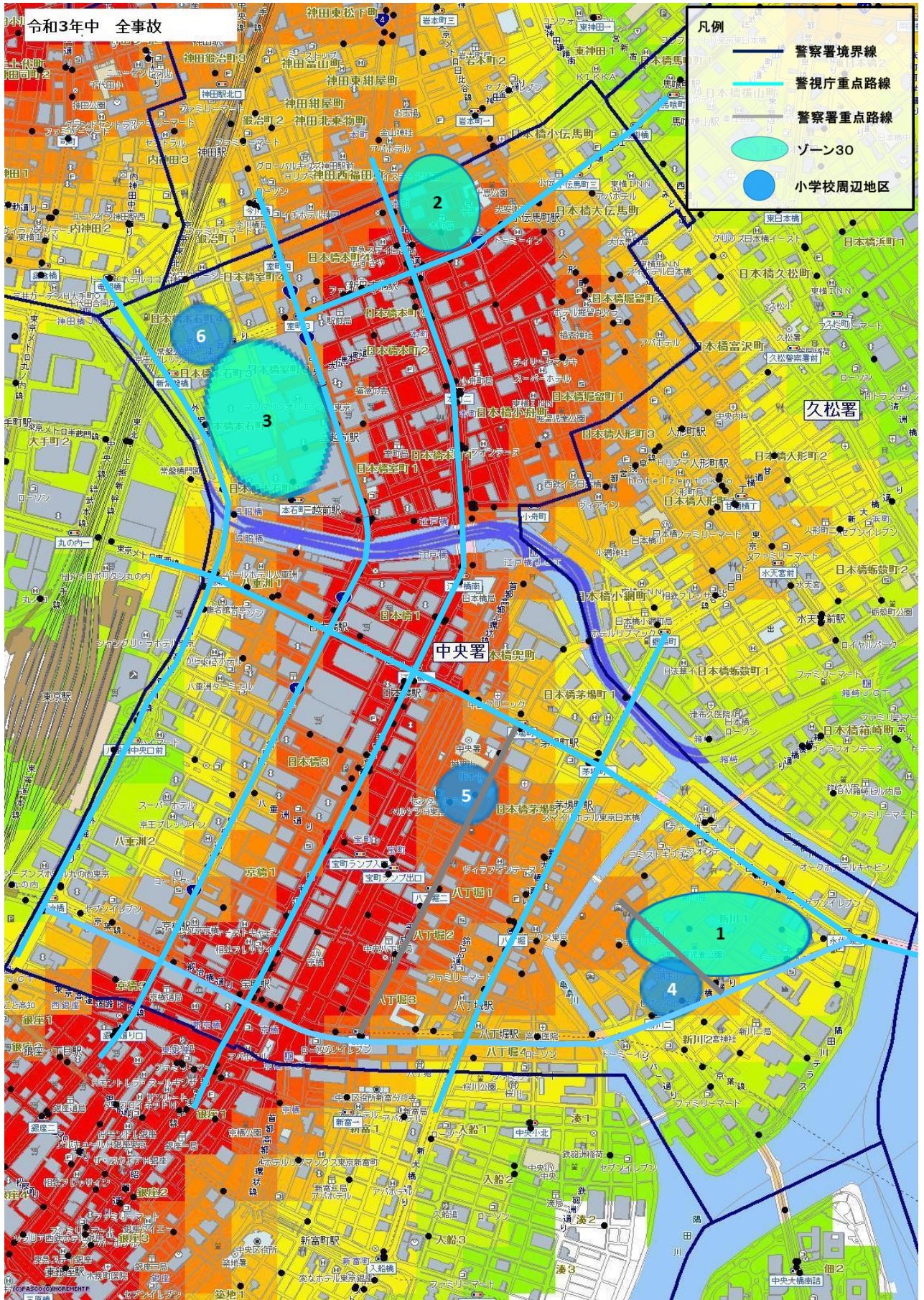
小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	中央区新川1丁目周辺
2	ゾーン30	中央区日本橋本町4丁目、日本橋小伝馬町周辺
3	ゾーン30	中央区日本橋室町3丁目、日本橋本石町2・3丁目周辺
4	中央区立明正小学校	中央区新川2丁目周辺
5	中央区立阪本小学校・中央区立城東小学校	中央区日本橋兜町15番周辺
6	中央区立常盤小学校	中央区日本橋本石町4丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。
重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

中央警察署管内の速度取締り重点路線



※地図内の表示されている色については全事故の発生密度 (件/km²)

15~

120~

